

# Weekly Report

第656号  
令和4年7月4日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和4年分の路線価等が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる令和4年分の路線価及び評価倍率を公表しました。

### ◆令和4年分の路線価は2年ぶりに上昇

全国の標準宅地における評価基準額の平均変動率は前年比0.5%のプラスとなり、2年ぶりに上昇しました。都道府県別では20都道府県が上昇し、北海道が最も高い上昇率(4.0%)となっています。

路線価等は1月1日を評価時点として毎年7月に公表され、その年の相続、遺贈又は贈与により取得した土地の評価額を計算する場合に使用するもので、評価方法には路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価(道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額)が定められている土地の評価方法で、形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて計算します。また、倍率方式は、路線価が定めていない土地の評価方法となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

## ◆相続税評価額を減額する小規模宅地等の特例

相続税は、相続等により取得した財産の価額が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税されます。土地は相続財産で大きな割合を占めるため、路線価等を確認し、おおよその評価額を把握しておくことも大切です。

なお、被相続人の居住又は事業に使われていた宅地を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。例えば、被相続人の居住用宅地を配偶者や同居していた親族が取得した場合、特例の適用により330㎡まで80%減額できます。

## 事業再構築補助金に「緊急対策枠」が新設

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小・中堅企業の設備投資等を支援する「事業再構築補助金」の第7回公募が開始しました(申請受付は8月下旬予定)。

第7回から、新型コロナの影響に加えて原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等に対し、従業員規模に応じて最大4千万円まで、補助率3/4(一部2/3)で支援する「緊急対策枠」が新設されます。

主な要件は、原油価格・物価高騰等により本年1月以降の売上高(又は付加価値額)が令和元年~3年の同月と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること、などです。

## ★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業(従業員数が常時10人未満)の源泉所得税(1月~6月分)の  
**申告・納付期限は7月11日(月)**です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の**提出期限は7月11日(月)**です。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の**手続き期限は7月11日(月)**です。

※猛暑に加えコロナ感染者が再増加しつつあります。屋外作業や外回り社員の熱中症予防のほか感染対策など健康管理を最重点に行います。